

寝屋川市障害者長期計画

(第4次計画)

[令和6年度～令和11年度]

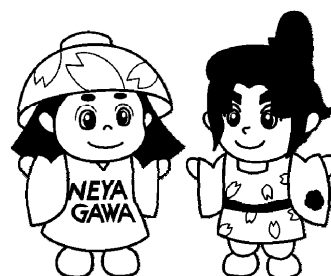
寝屋川市障害福祉計画

(第7期計画)

寝屋川市障害児福祉計画

(第3期計画)

[令和6年度～令和8年度]



はじめに



寝屋川市では、平成30年3月に、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちをつくろう」を基本理念とした、障害者支援の基本的な指針となる「寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）」及びライフステージを通じた障害児支援サービスや障害福祉サービス等を推進する「寝屋川市障害福祉計画（第5期計画）」及び「寝屋川市障害児福祉計画（第1期計画）」を一体的に策定しました。

「寝屋川市障害福祉計画」及び「寝屋川市障害児福祉計画」については、令和3年3月にそれぞれ第6期計画・第2期計画に改定し、各計画に基づき、市民の皆様、関係団体、事業者等の方々と協働して、障害者支援施策を計画的に推進してまいりました。

国においては、地域社会での共生や差別の禁止などを基本原則とした障害者基本計画（第5次計画）が策定されるとともに、障害者総合支援法や障害者差別解消法が改正されるなど、より幅の広い協働による障害者支援の取組が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、障害などがある人の日常生活や社会参加に大きな影響を与え、孤立などの問題が一層顕在化しました。こうした経験や課題を踏まえ、いざというときに対応できる支援体制の構築も検討していかなければなりません。

このような中、寝屋川市におきましては、障害者支援施策をより一層推進するために、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「寝屋川市障害者長期計画（第4次計画）」、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「寝屋川市障害福祉計画（第7期計画）」及び「寝屋川市障害児福祉計画（第3期計画）」を作成いたしました。

今後は、これらの計画の密接な連携を図りながら、地域共生社会の実現を目指して、効果的に各種施策を実施してまいります。

結びになりましたが、当計画の策定に当たり、貴重な御意見や御指導を賜りました、障害者計画等推進委員会及び自立支援協議会の皆様並びに市民の皆様に心から感謝申し上げます。

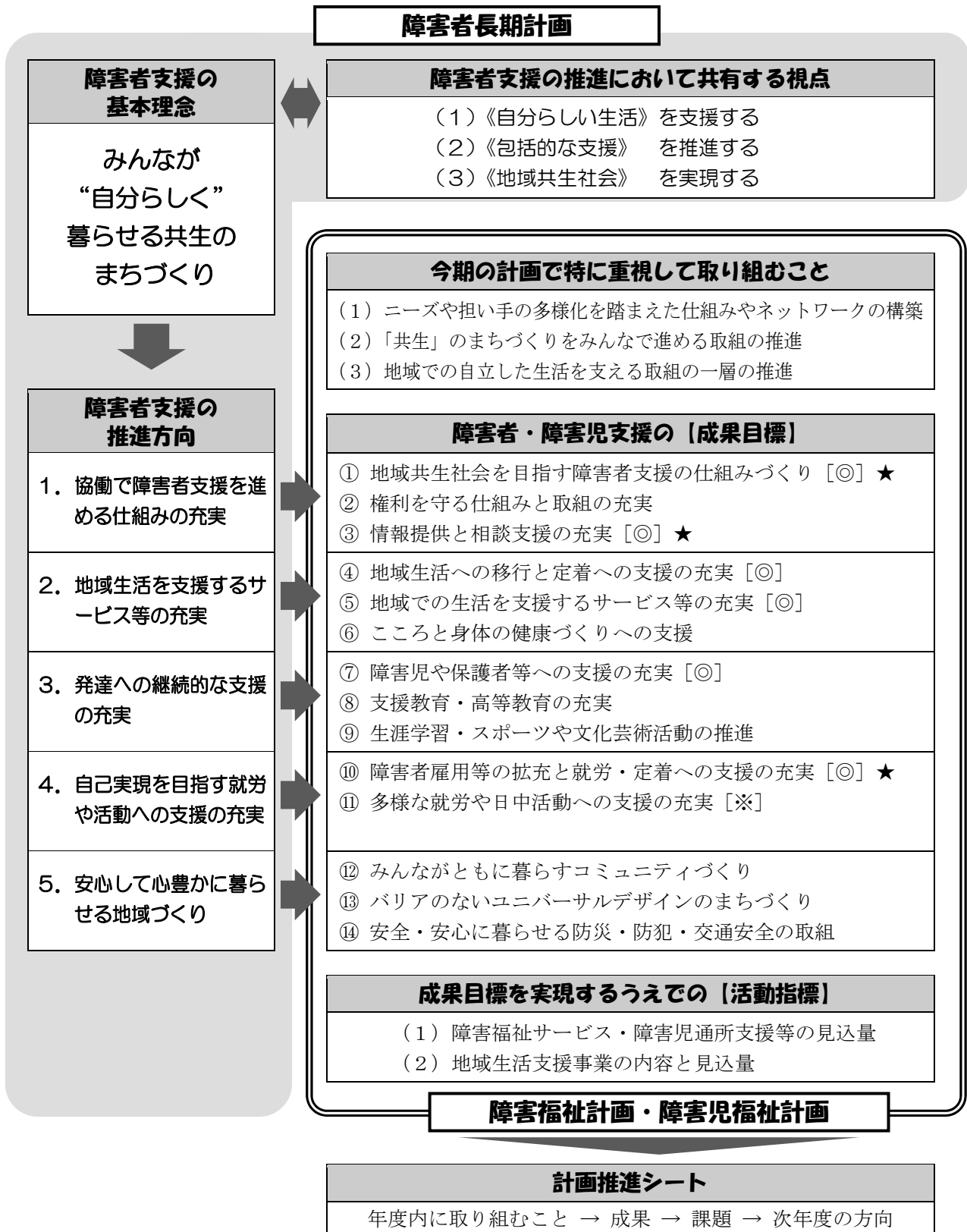
令和6年3月

寝屋川市長 広瀬慶輔

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の策定方針	1
2. 寝屋川の現況	6
第2章 障害者長期計画【障害者支援の基本方向】	8
1. 障害者支援の基本理念	8
2. 障害者支援の推進において共有する視点	9
3. 障害者支援の推進方向	10
第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画【障害者支援の推進方策】	12
1. 障害者支援の推進体系	12
2. 今期の計画で特に重視して取り組むこと	12
3. 障害者・障害児支援の【成果目標】	14
《重点的に取り組む事項》	15
(1) 協働で障害者支援を進める仕組みの充実	16
(2) 地域生活を支援するサービス等の充実	30
(3) 発達への継続的な支援の充実	36
(4) 自己実現を目指す就労や活動への支援の充実	41
(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり	45
《国・府の指針等に基づく数値目標等》	49
4. 成果目標を実現するうえでの【活動指標】	53
(1) 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込量	53
(2) 地域生活支援事業の内容と見込量	62
資 料	68
計画策定の経過	68
寝屋川市障害者計画等推進委員会規則	69
寝屋川市障害者計画等推進委員会委員名簿	70
寝屋川市障害福祉計画(第6期計画)・障害児福祉計画(第2期計画) に基づく事業等の実施状況と成果・課題からみた次期計画での検討課題	71
障害者支援に関するニーズ調査の結果	80
“親なき後”の暮らしに関するアンケート調査・事業所ヒアリングの結果	99
用語説明	102

寝屋川市障害者長期計画（第4次計画）
寝屋川市障害福祉計画（第7期計画）・障害児福祉計画（第3期計画）の構成



【成果目標】の記号 [◎] 国の基本指針で示された成果目標に関連するもの
 [※] 大阪府の基本的な考え方で示された成果目標に関連するもの
 (他は、寝屋川市障害者長期計画に基づき市が独自に定めた成果目標)
 ★ 《重点的に取り組む事項》

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定方針

(1) 計画の目的

本市では、平成30年3月に障害者支援の基本的な指針である「寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）」及び、ライフステージを通じた障害児支援サービスや障害福祉サービス等を推進する「寝屋川市障害福祉計画（第5期計画）・寝屋川市障害児福祉計画（第1期計画）」を一体的に策定しました。「寝屋川市障害福祉計画・寝屋川市障害児福祉計画」は、令和3年3月にそれぞれ第6期計画・第2期計画に改定し、計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善・改革（Innovation）を繰り返すことで継続的に改善を進めるPDCIサイクルの考え方に基づいて、市と市民、団体、事業者、関係機関等が協力し、計画的、体系的に事業や活動を推進しています。

この間、障害者権利条約に基づくわが国の取組について、国連障害者権利委員会による審査と勧告が行われたことも踏まえ、地域社会での共生や差別の禁止などを基本原則とした国の障害者基本計画（第5次計画）が策定されました。また、障害者総合支援法等も改正され、多様なニーズに対応した地域生活や就労などへの支援を一層充実するため、ライフステージを通じた取組を推進することが求められています。さらに、障害者差別解消法が改正されて民間の事業者の合理的配慮も義務化されるなど、より幅の広い協働による障害者支援の取組が進んでいきます。

また、社会保障制度改革の方向性として示された「地域共生社会の実現」に向けた取組を通じて、制度や分野の壁を超えて多様な主体が連携し、さまざまな障害や難病のある人が安心して暮らせる社会を実現するよう、福祉、医療、住まい、就労、教育、地域での支えあいなどを包括的に進める仕組みづくりと取組が進められています。

あわせて、新型コロナウイルス感染症は、障害などがある人の日常生活や社会参加にも大きな影響を与え、孤立などの問題が一層顕在化しました。こうした経験や課題を踏まえ、災害などの緊急時の支援なども含めた取組を進める必要があります。

本市は、令和3年3月に新たなまちづくりの指針である「第六次寝屋川市総合計画」を策定し、将来像である「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川」の実現に向けた訴求力のある施策やくらしの質を高める施策、生活を支える施策を推進しています。また、福祉分野の上位計画である「第4次寝屋川市地域福祉計画」を通じて「地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実」を図るよう、制度や分野を超えた包括的かつ重層的な支援の仕組みづくりを進めています。

こうした状況を踏まえ、総合計画や地域福祉計画等と連携し、まちづくりや福祉の仕組みづくりのさまざまな取組とも連動させて、障害や難病のある人の多様なニーズに応じた支援を進めるよう、新たな障害者長期計画、障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画である「寝屋川市障害者長期計画（第4次計画）及び、障害者総合支援法（第88条）に基づく「寝屋川市障害福祉計画（第7期計画）」、児童福祉法（第33条の20）に基づく「寝屋川市障害児福祉計画（第3期計画）」を一体的に策定したものです。

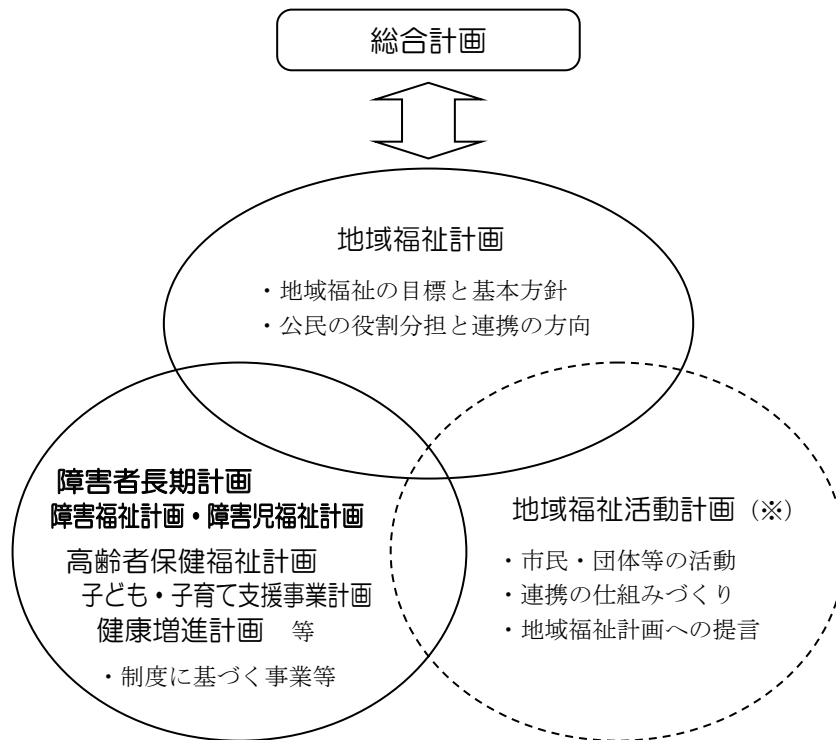
障害者長期計画は、「公」と「民」のさまざまな主体が協働して本市の障害者支援を推進していくうえで共有する、基本的な方向性を示す計画です。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、ライフステージを通じて障害児支援サービスや障害福祉サービス等を推進するための計画です。また、本市では、障害者長期計画を具体的に推進するための取組の目標と推進方策を定める計画としての役割も包含させます。

そして、障害者長期計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定・推進することで、障害のある人の生活を支援するさまざまな取組を計画的、体系的に展開します。

あわせて、上位計画である「寝屋川市総合計画」、「寝屋川市地域福祉計画」や障害者支援に関わる各種の分野別計画等とも連携して、障害のある人の多様なニーズに対応する支援を効果的に推進するとともに、総合計画、地域福祉計画を通じて推進する持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するよう取り組みます。

[計画の位置づけ]



(※) 地域福祉推進機関である社会福祉協議会が呼びかけ役となり、市民・団体・事業者等が取り組む活動を定める計画です。

(3) 計画の期間

障害者長期計画は、障害者支援を取り巻く状況や制度の変化を踏まえつつ、中長期的な視点で方向性を示すよう、障害福祉計画・障害児福祉計画の2期分の6年間（令和6年度から令和11年度）の計画として策定しました。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定しました。

なお、障害者支援に関する制度や社会情勢等に大きな変化があった場合は、適宜、必要な見直しを行うこととします。

[計画の期間]

令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	→
障害者長期計画（第4次計画）						→ 第5次計画へ
障害福祉計画（第7期計画） 障害児福祉計画（第3期計画）			障害福祉計画（第8期計画） 障害児福祉計画（第4期計画）			→ 第9期計画へ → 第5期計画へ

(4) 計画の策定方法

本計画は、障害者支援の当事者や支援者の意見を的確に反映するため、公募による市民や当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者計画等推進委員会」（計画推進委員会）での意見交換を踏まえて策定しました。

また、「寝屋川市地域自立支援協議会」（自立支援協議会）を通じて関係機関や事業者等が把握している障害者支援の課題や意見を集約し、計画の検討に反映しました。

計画に対する市民の意見を広く聴くため、アンケート調査やタウンミーティングを実施し、計画推進委員会での意見交換に反映するとともに、計画素案に対するパブリック・コメントを実施しました。

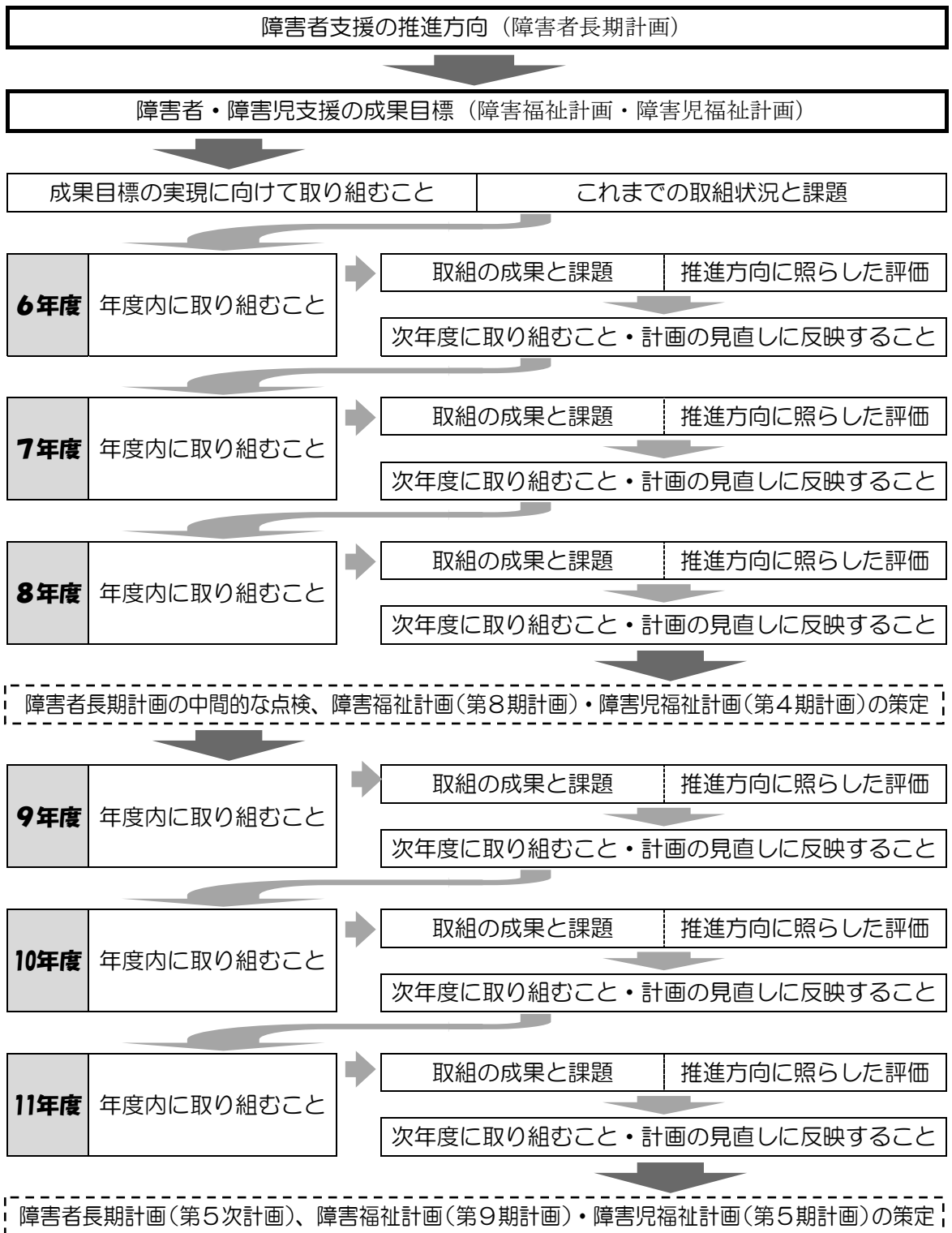
あわせて、障害者支援に関わる事業を実施する部局などで構成する「庁内連絡会」を通じて、課題の共有や連携して推進していくための協議等を行いました。

(5) 計画の進行管理

本計画は、障害者長期計画で示した基本的な方向性を実現するため、障害福祉計画・障害児福祉計画で定めた成果目標や活動指標を踏まえて年度ごとに作成・更新する「計画推進シート」を活用するとともに、自立支援協議会の各部会で作成する「見える化シート」も通じて、PDCIサイクルによって推進します。

これらの取組は、大阪府や専門機関等とも連携を図りながら、計画推進委員会、自立支援協議会、庁内連絡会等を通じて、障害当事者を含めた市民、団体、事業者と市・関係機関等の多様な主体の参加のもとで協議を行い、各々が役割を分担し、それぞれの強みを活かして協働して、効果的に推進していきます。

[計画の進行管理の考え方]



(6) 感染症対策の取組

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、わが国でも多くの人が感染し、社会経済活動に大きな影響を与えました。障害のある人にとっても、日常生活や社会参加の自粛をはじめ、就労、福祉、医療等のサービスの利用の制約などのさまざまな問題が生じましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、個人による感染防止対策を行いつつ、さまざまな課題を解消していく必要があります。

こうした状況に鑑み、本計画は、「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえて、感染予防のための対策や検査、医療を的確に提供する体制の確保を図りつつ、だれもが“自分らしく”暮らすための障害者支援を推進することを目指して策定、推進します。

2. 寝屋川市の現況

(1) 寝屋川市の概要

本市は大阪府の東北部にあたる北河内地域の中央部に位置しています。大阪と京都の2つの都市を結ぶ中間点にあり、大阪市域の中心からは15km、京都市域の中心からは35kmと、これらの都心部への通勤やさまざまな都市機能を利用するうえで、利便性の高い立地条件を備えています。

市域の面積は24.70km²で、東西、南北の広がりとともに7km弱のまとまった市域を形成しています。市域の東部は生駒山地からつづく丘陵地であり、市域の西部は淀川に連なる平坦地が広がっています。

昭和26年に市制を施行した当時の人口は31,000人あまりでしたが、国道の整備などに伴う工場や事業所の建設や高度経済成長による大阪都市圏への人口流入の受け皿としての住宅建設などにより、都市化が急速に進展しました。国勢調査による人口の推移をみると、高度経済成長期の昭和35年から昭和50年にかけては15年間で5倍と急激に増加して25万人を突破しました。その後はほぼ横ばい状態が続き、平成7年の約26万人をピークに減少に転じています。

住民基本台帳で年齢別の人口をみると、0～14歳の年少人口は第3次障害者長期計画がスタートした平成30年4月の28,095人から、令和5年4月は25,107人に減少しています。65歳以上の高齢人口は平成30年が68,023人、令和5年が68,257人と横ばいですが、介護などを要する人が増加する75歳以上の人は32,326人から39,063人に増加しています。

また、国勢調査による世帯数は人口が横ばいとなった昭和55年の83,701世帯から令和2年は101,538世帯に増加しており、1世帯あたりの人数は昭和55年は3.16人、令和2年は2.26人と、少人数の世帯が増えています。

こうした状況のなかで、事務権限の拡大によって市民ニーズに迅速かつ的確に対応したサービスの提供や特色ある施策の実施等により市民サービスを充実させるよう、平成31年4月に中核市に移行しました。

また、令和3年3月に「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川」を将来像とした第六次総合計画を策定し、福祉や暮らしの質を高める施策を確実に実施することを基本としたうえで、市民や新住民に選ばれるまちを目指した施策を推進しています。

(2) 障害者数等の状況

第3次障害者長期計画がスタートした平成30年と令和5年を比較すると、身体障害者手帳を所持している人は9,290人から9,043人(0.97倍)と減少し、療育手帳を所持している知的障害の人は2,441人から2,983人(1.22倍)、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は2,372人から2,788人(1.18倍)と増加しています。なお、障害者手帳を取得していない人や難病のある方も障害福祉サービスの対象であり、特定医療(指定難病)等受給者証を所持している人は、令和5年3月31日現在で2,055人です。

身体障害者手帳所持者数 [各年4月1日現在]

(人)

【障害別】	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	合計
平成30年	532	954	91	5,071	2,642	9,290
令和元年	507	964	100	4,992	2,656	9,219
令和2年	513	956	96	4,898	2,676	9,139
令和3年	513	962	98	4,879	2,737	9,189
令和4年	519	963	102	4,800	2,730	9,114
令和5年	520	943	91	4,761	2,728	9,043

【等級別】	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成30年	2,770	1,393	1,483	2,338	660	646	9,290
令和元年	2,710	1,360	1,492	2,290	685	682	9,219
令和2年	2,719	1,339	1,463	2,209	718	691	9,139
令和3年	2,746	1,319	1,471	2,206	747	700	9,189
令和4年	2,719	1,283	1,447	2,179	773	713	9,114
令和5年	2,690	1,264	1,413	2,168	803	705	9,043

療育手帳所持者数 [各年4月1日現在]

(人)

	A	B1	B2	合計
平成30年	1,055	485	901	2,441
令和元年	1,093	491	953	2,537
令和2年	1,132	508	1,032	2,672
令和3年	1,155	537	1,090	2,782
令和4年	1,177	541	1,145	2,863
令和5年	1,207	559	1,217	2,983

精神障害者保健福祉手帳所持者数 [各年4月1日現在] (人)

	1級	2級	3級	合計
平成30年	181	1,637	554	2,372
令和元年	162	1,461	613	2,236
令和2年	158	1,501	726	2,385
令和3年	158	1,490	726	2,374
令和4年	168	1,554	837	2,559
令和5年	182	1,695	911	2,788

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するための障害支援区分の認定者数は、令和5年3月31日現在で1,819人と、平成30年3月31日の1,555人から約1.17倍に増加しています。

障害支援区分認定者数 [各年3月31日現在]

(人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
平成30年	12	196	380	318	227	422	1,555
令和元年	14	246	371	338	217	411	1,597
令和2年	17	286	393	314	226	395	1,631
令和3年	28	326	402	311	228	380	1,675
令和4年	28	391	398	346	222	365	1,750
令和5年	20	433	398	366	240	362	1,819

第2章 障害者長期計画【障害者支援の基本方向】

1. 障害者支援の基本理念

みんなが“自分らしく”暮らせる共生のまちづくり

本市は、障害者支援の基本的な考え方であるノーマライゼーションの理念に基づき、障害のあるなしにかかわらず、だれもが“自分らしく”暮らせるまちづくりを進めるなかで、お互いに理解し、共感しあって、一人ひとりの障害に柔軟かつ的確に対応できる支援の仕組みづくりと取組を市と市民、団体、事業者、関係機関等が協働して進めています。

障害者支援での“自分らしく”とは、一人ひとりの自ら望む生活の実現を目指した営みが、障害があることによって阻害されることなく、一人の市民として育ち、学び、働き、遊びながら、地域のなかで暮らせることだと考えています。そのためには、多様化、複雑化する障害のある人のニーズに的確に対応するため、法律や制度に基づいて行う「公」の支援を土台とし、多様なニーズに柔軟かつきめ細かく対応できる「民」の活動やサービスが、さらに効果的に連携していくことが求められます。

わが国の社会保障は「地域共生社会」の実現を目指しています。これは、制度や分野の縦割りや支え手・受け手という一方的な関係を超越して地域の多様な主体が参加し、人と人、人と資源がつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を実現するものです。この地域共生社会を障害者支援が目指す「共生社会」づくりと連動させて推進することで、お互いの人権や尊厳を一層大切にしたい取組をより多くの人や組織の協働のもとで進めることができます。

障害者支援に関する法律や制度も地域共生社会の実現を目指し、地域での生活や就労、社会参加への支援やともに学ぶ教育、差別の解消を推進するよう改正されました。また、本市では、障害者支援に関する機関、団体、事業者等が参加した自立支援協議会などを通じて、分野を超えた支援者や当事者が協働するためのネットワークを広げ、課題を共有し、協働して解決するよう取り組んでいます。

このような蓄積を活かすとともに、地域共生社会の視点も含めてさらに広がりのある取組にしていくことで、障害のある人の多様なニーズに対応できる支援を展開し、障害がある人もない人も、安心して心豊かに“自分らしく”暮らし、支えあえる「共生」のまちづくりを進めていきます。

2. 障害者支援の推進において共有する視点

「障害者支援の基本理念」を実現するためのさまざまな取組は、これまでの計画を継承した次の3点を「共通して大切にする視点」として推進します。

(1) 《自分らしい生活》を支援する

障害の有無や種別、程度などの違いにかかわらず、一人の市民として《自分らしい生活》ができるように、だれもがどのように暮らしたいかを自分で選択し、決定できることを障害者支援の基本としてすべての取組を推進します。そのために、選択のための情報や経験の機会の提供、理解への補助などの必要な支援を、本人の意思を尊重しながら行います。

そして、選択した生活を実現できるように支援するサービスや環境などを新たな手法なども活用して開発しながら提供するとともに、本人の思いに沿った《自分らしい生活》を支える質の高い支援とするよう、継続的に取り組みます。

あわせて、《自分らしい生活》を阻害する差別や虐待をなくすよう、予防や解決に向けて取り組みます。

(2) 《包括的な支援》を推進する

乳幼児期から学齢期、青年期、壮年期、高齢期へと、ライフステージを通じて《自分らしい生活》を送れるように、一人ひとりの状況や環境を踏まえながら、切れ目なくカバーする《包括的な支援》を推進します。

そのために、保健、医療、福祉、教育、雇用、住まい、まちづくりなどのさまざまな分野の取組を連携させて、制度の枠を超え、生活全体のニーズを見通す狭間のない支援を目指します。

また、市や関係機関などの「公」と、市民、団体、事業者などの「民」の多様な主体が、それぞれの“強み”を活かして役割を分担しながら協働していくことで、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を効果的に進めます。

(3) 《地域共生社会》を実現する

だれもが安心して心豊かに暮らせる地域は、一人ひとりの《自分らしい生活》と、それを支える《包括的な支援》を進めるうえでの基盤となるものです。

そのために、地域のさまざまな人々が理解しあい、お互いに認めあって、それぞれが“できること・したいこと”で支えあうことを通じて《地域共生社会》を実現していくよう、地域福祉の取組と連動させながら、多様な障害がある人が参加し、共生できる地域づくりを目指します。

また、安心して生活や社会参加ができる環境としてのバリアのないまちづくりを、差別解消のための合理的配慮などとも関連づけながら、都市施設や建築物の整備、情報伝達やコミュニケーションの充実などのさまざまな取組と連動させて推進します。

3. 障害者支援の推進方向

「障害者支援の基本理念」を効果的に実現するため、計画的な取組を進めるための体系として次の5つの推進方向を定めました。この推進方向に沿って、市と市民、団体、事業者、関係機関等が協働し、各種の事業や活動を進めていきます。

(1) 協働で障害者支援を進める仕組みの充実

社会の変化や高齢化の進行などにより、障害者支援のニーズが多様化、複雑化してきました。それらに的確に対応するため、連携や協働が求められる分野が拡大し、法律や制度も変化しています。本市でも地域福祉計画に基づき、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めており、分野や制度、支え手と受け手の枠を超えて、地域のさまざまな主体が参画していくことが求められています。

本市では、市と市民、団体、事業者、関係機関等が連携して障害者支援を推進するよう、さまざまな仕組みやネットワークがつくられてきました。それらの蓄積を活かし、ニーズや担い手の多様化に対応した仕組みにブラッシュアップします。

また、そのなかで、「共生社会」の基盤となる相互理解を通じた障害のある人への差別の解消、後見的支援などの権利擁護やさまざまな支援の入口となる情報提供や相談支援についても重要な仕組みとして充実するよう、関連する分野などとも連携し、協議を重ねながら取り組みます。

(2) 地域生活を支援するサービス等の充実

障害や難病があっても、自らの意思で選択して“自分らしい”自立した生活を送れるように支えることが、障害者支援の基本です。福祉施設や医療機関から地域での生活への移行や家族等から独立して暮らすことを希望する人、また、いわゆる“親なき後”の暮らしなどの住まいの確保、日常の生活や社会参加、緊急時にも対応できる支援などを多様な資源を活かして連携して効果的に進めるよう、それぞれのサービスや活動などを充実するとともに、一層多様化するニーズに対応するよう、関連する分野の取組とも連携し、自立を支える質の高い包括的な支援ができる体制を充実します。

また、生活の基盤であるところと身体の健康を保持、増進するため、二次障害の予防なども含め、障害の特性などにも配慮して健康づくりに主体的に取り組むよう支援するとともに、日常の医療や障害、難病等の医療、リハビリテーション等が適切に利用できる体制の充実を図ります。

(3) 発達への継続的な支援の充実

乳幼児期から学齢期、高校生年代、成人期へとつながる継続的な発達への支援を充実するには、分野や制度の枠を超えた連携を一層強化することが重要です。すべての子どもの健やかな成長を支援する子ども・子育て支援の取組が広がるなかで、重度の障害がある子どもや医療的なケアを必要とする子どもなど、障害児の支援のニーズが多様化、

複雑化していることに対応するとともに、地域のなかでともに過ごし、学び、遊ぶことなどを通じて育ちあうよう、インクルージョン（包容）の取組を一層推進していくことが求められます。

子どもや保護者のニーズを早期に的確に把握し、必要な支援が効果的にできるよう、本市で構築してきた療育や教育の仕組みを基盤として、インクルージョンの視点を重視した取組や環境の整備を推進するとともに、「公」と「民」の担い手の広がりを活かしてさらに効果的で質の高い支援ができるよう、保健、医療、福祉や教育などの分野が一層連携した制度や年齢の区分などの切れ目のない取組を推進します。

また、生涯を通じた発達や成長を支援するとともに、学習やスポーツ、文化芸術活動などを通じて、楽しみやつながりのある豊かな生活を送ることができるよう、多様な障害への適切な配慮や参加を進めるための支援を充実します。

（４）自己実現を目指す就労や活動への支援の充実

就労には生計の維持、社会での役割の遂行やそれらを通じた自らの能力の発揮による自己実現などの多様な目的があり、「障害のある人もない人もともに働く」ことを基本とし、一人ひとりのニーズに応じて、就労や社会での活動ができる社会にしていくことが求められます。

在宅就労なども活用しながら、企業等での一般就労を一層拡充するよう、「障害者が働くこと」についての理解と支援を広げるとともに、多様なニーズに対応し、自己実現に向けた支援を行う福祉的就労や就労に向けた支援を含めた中間的就労、社会につながる多様な活動の場などの充実を図るよう、取組を推進します。また、福祉的就労から一般就労への移行をスムーズに進めることや再チャレンジを促進するように事業の連動性を高めたり、就労を継続するうえでの生活面の支援を効果的に進めるなど、就労と福祉の連携を一層強化します。

（５）安心して心豊かに暮らせる地域づくり

地域のなかで“自分らしい”生活を送るためには、だれもが安心して心豊かに暮らせるように、まちのさまざまな環境を整えていくことが必要です。

共生のまちづくりを目指して障害への理解を広げるなかで、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いを尊重しながら、交流し、支えあうコミュニティを広げていくよう、地域共生社会づくりの取組とも連動させて推進します。

また、日常生活や社会参加に必要な、快適で便利に利用や移動ができる生活環境づくり、情報へのアクセスや意思疎通への支援など、バリアのないまちづくりをだれもが利用しやすいユニバーサルデザインの視点で進めるとともに、安全・安心に暮らすための防災、防犯、交通安全などの取組を障害のある人のニーズも踏まえて推進するなど、共生を実現するまちづくりの取組を推進します。